

令和6年 第5回 伊丹市教育委員会 臨時会 会議録

1. 日 時 令和6年4月12日(金)午後2時00分～午後3時00分

2. 場 所 伊丹市役所 2階 教育会議室

3. 出席者 <教育委員会>

教育長	太田 洋子	教育委員	瀧川 光治
教育委員	村上 順一	教育委員	西岡 奈美
教育委員	二宮 叔枝		

<事務局>

教育総務部長	宇谷 敏幸	学校教育課長	二宮 啓二
学校教育部長	廣重久美子	学校教育課主幹	高田 幸美
こども未来部長	馬場 一憲	次世代育成課長	岸本 哲也
教育総務部副参事		学校教育課主査	橋本 哲志
兼職員課長	福本 恭	教育政策課長	西原美絵子
学校教育部副参事		教育政策課	田尻 純子
兼中学校給食センター所長	鴨川 憲之	教育政策課	御影 陸大
こども室長	牧村 達也	教育政策課	萩尾 真美
教育総務部主幹	濱野 匡		

4. 欠席者 なし

5. 傍聴人 なし

6. 議 事

(1) 開会宣言 太田教育長(午後2時00分)

(2) 日程報告 太田教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 報告第4号の承認(専決第6号)

日程第 2 報告第4号の承認(専決第7号)

日程第 3 報告第4号の承認(専決第8号)

日程第 4 報告第4号の承認(専決第5号)

日程第 5 報告第4号の承認(専決第9号)

日程第 6 報告第4号の承認(専決第10号)

日程第 7 議案第22号の審議

太田教育長より「日程第4から日程第7につきましては個人情報を含むため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としたいと思いますがよろしいですか」との発議があり、全委員はこれを了承。日程第4から第7は非公開の秘密会となる。

(3) 報告第4号(専決第6号)の承認(日程第1)

太田教育長より、「報告第4号「教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の専決第6号「伊丹市教育委員会事務局組織および事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、教育総務部長より補足説明があり、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第6号」を承認。

(4) 報告第4号(専決第7号)の承認(日程第2)

太田教育長より、「報告第4号「教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の専決第7号「就学困難な児童および生徒に対する就学奨励についての援助に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第7号」を承認。

(5) 報告第4号(専決第8号)の承認(日程第3)

太田教育長より、「報告第4号「教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の専決第8号「伊丹市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする旨の発議の後、「緊急を要したので専決処分により処置したものです。」との説明がなされ、学校教育部長より補足説明があり、全委員一致で、「報告第4号」の「専決第8号」を承認。

質疑応答

教 育 長 特別支援教育就学奨励費について、収入の基準はあるか。

学校教育課主幹 所得の基準がある。

教 育 長 一般の就学援助費と比べると、基準が低いのか。

学校教育課主幹 三種類の区分に分けられている。

教 育 長 特別支援学級に就学している児童・生徒に対し、どの程度の割合で認定されているのか。

学校教育課主幹 児童・生徒数に対し、令和6年2月時点で小学校は50.5%、中学校は45%である。

(6) 報告第4号(専決第5号)の承認(日程第4)

秘密会での審議の後、全委員一致で、報告第4号「教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の専決第5号「令和5年度伊丹市児童・生徒顕彰の追加決定について」を承認。

(7) 報告第4号(専決第9号)の承認(日程第5)

秘密会での審議の後、全委員一致で、報告第4号「教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の専決第9号「伊丹市青少年問題協議会委員の委嘱について」を承認。

(8) 報告第4号(専決第10号)の承認(日程第6)

秘密会での審議の後、全委員一致で、報告第4号「教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の専決第10号「伊丹市子ども・子育て審議会委員の委嘱または任命について」を承認。

(9) 議案第22号の審議(日程第7)

秘密会での審議の後、全委員一致で、議案第22号「伊丹市立小学校 いじめ重大事態報告書について」を可決。

(10) 閉会宣言 太田教育長(午後3時00分)

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 太田 洋子

伊丹市教育委員会委員 二宮 叔枝